

令和6年第9回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年9月25日（水）10時00分から10時46分

2. 場 所 大豊町役場 第2会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川	進
委員	2番	信高	昭男
	3番	宮川	利重
	5番	北村	栄治
	7番	小笠原	章仁
	8番	三谷	晴喜
	9番	上池	如夫
	10番	酒井	笑子

4. 欠席委員（1人）

1番 原 亜由美

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第26号 非農地証明願について

第6 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第7 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和6年第9回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、1番原亜由美委員の1名です。

出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、

委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、
2番信高昭男委員、3番宮川利重委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第23号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、まず資料の訂正しました点について説明いたします。資料3ページの(1)作付作物・作物別面積の田の所にそれぞれ追記しました。次に8ページの耕作計画書について2.今回申請している農地の部分で田に記載があったものを畑の方に変更しました。それでは資料1ページをご覧ください。議案第23号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で申請理由は売買です。登記地目は畑、現況地目も畑になっており、面積は499㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっています。9月12日に代理人立会いのもと、小笠原委員と事務局吉田・都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料16ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地すべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、8ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人は申請地の管理を計画的に行う予定であり、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり9月12日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

3

お手元の資料30ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地すべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、25ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人は申請地の管理を計画的に行う予定であり、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり9月4日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、議案第24号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は申請地の管理を計画的に行う予定であり、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第24号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。
次に、日程第4 議案第25号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、まず資料の訂正いたしました部分につきましてご説明いたします。資料の35ページの主たる職業の欄に自営業を追加しました。こちらについては自営業をしながら今回申請のありました農地の管理等をしているため農業の方をカッコ書きにしています。次に36ページについて畑のことが書かれていませんでしたので追記しました。それでは資料31ページをご覧ください。議案第25号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他8筆で申請理由は売買です。登記地目は田と畑、現況地目も田と畑になっており、面積は6849㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっています。9月3日に申請人立会いのもと、酒井委員と事務局吉田・都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料54ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地すべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、39ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人は申請地の管理を計画的に行う予定であり、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり9月3日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した

際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第25号について、担当委員より説明を求めます。10番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第25号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第5議案第26号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、まず訂正しました点についてご説明いたします。資料56ページの転用された年月日について平成20年から23年に変更しました。それでは資料56ページをご覧ください。議案第26号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町
他6筆で台帳地目は田と畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては9月12日に申請者代理人と担当委員の三谷委員と事務局吉田・都築

で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林化しており、今後も農地としての利用は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第26号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第26号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。本案件につきましては、新規設定2件となっております。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、まず資料の訂正しました点についてご説明いたします。資料79ページの10a当たりの借賃に追記しました。82ページの10a当たりの借賃にも同じく追記をし、権原の種類にも所有権の4分の1を追記しました。83ページについても解除条件付きのものに差し替えをしました。それでは資料の77ページをご覧ください。新規2件につ

いて説明いたします。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われま。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

次に日程第5その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

次回10月総会の日程については、10月23日(水) 10時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和6年第9回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 2番 _____

署名委員 3番 _____